

北海道檜山沖における協議会運営規程の改正

(1) 構成員の変更等について

「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改訂及び構成員に変更があったことから、次のとおり協議会運営規程を改正する。

改 正 案	現 行
(構成員の責務) 第 16 条 協議会の構成員は、<u>「一般海域における占用公募制度の運用指針」(令和元年6月策定令和7年1月改訂)</u>において、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者<u>等</u>への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性<u>又は</u>競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。 (別表) (略) <u>(削除)</u> (略)	(構成員の責務) 第 16 条 協議会の構成員は、<u>「一般海域における占用公募制度の運用指針」(令和元年6月策定令和4年10月改訂)</u>において、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性<u>及び</u>競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。 (別表) (略) <u>北海道科学大学 名誉教授 白石 悟</u> (略)

(2) オブザーバーの表記変更について

次のとおり協議会運営規程別紙における関係町の表記を市町村コード順に改正する。

改 正 案	現 行
(別紙) (略) 1 規程第 11 条第 5 項に基づき、協議会の構成員である北海道江差町長、北海道上ノ国町長、北海道上せたな町	(別紙) (略) 1 規程第 11 条第 5 項に基づき、協議会の構成員である北海道江差町長、北海道上ノ国町長、北海道上せたな町

長及び北海道八雲町長は、次に掲げる者に対し、協議会への参加を求める。 北海道厚沢部町長 <u>北海道乙部町長</u> 北海道奥尻町長 <u>北海道今金町長</u> (略)	長及び北海道八雲町長は、次に掲げる者に対し、協議会への参加を求める。 北海道厚沢部町長 <u>北海道今金町長</u> 北海道奥尻町長 <u>北海道乙部町長</u> (略)
---	---

北海道檜山沖における協議会運営規程（改正後）

第1章 総則

（組織）

第1条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道檜山沖について、協議会を組織する。

（名称）

第2条 前条に規定する協議会は、北海道檜山沖における協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第3条 協議会は、法第9条の規定に基づき、北海道檜山沖の区域（以下「協議区域」という。）について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行う。

（協議）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うことができる。

- 一 協議区域における促進区域の指定に関する事（促進区域の指定の解除及び変更の場合を含む。）
- 二 協議区域における利害関係者との調整に関する事
- 三 協議区域における法第13条第1項に規定する公募（以下「公募」という。）の実施に当たって留意すべき事項に関する事
- 四 協議区域における発電設備の設置工事その他の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事

第2章 構成員

（構成員）

第5条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 経済産業大臣、国土交通大臣及び北海道知事が必要と認める者については、構成員として別表に追加することができる。

第3章 座長及び副座長

（座長及び副座長の選任）

第6条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 一 座長 1名
- 二 副座長 1名
- 2 前項の座長及び副座長は、別表に掲げる構成員から選任する。
- 3 座長は互選により選任する。副座長は座長の指名により選任する。

(座長及び副座長の職務)

第7条 座長は、会務を総理する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは座長が欠けた時はその職務を代理する。

(座長及び副座長の任期)

第8条 座長及び副座長の任期は原則2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 座長及び副座長は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の座長及び副座長が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

第4章 協議会の運営等

(基本原則)

第10条 協議会の運営は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン等を踏まえて行うものとする。

(協議会の運営)

第11条 協議会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 構成員は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

3 協議会の進行は座長が行うこととする。座長が欠席の場合は、副座長が協議会の議事進行を行う。

4 協議会の構成員は、関係行政機関の長に対し、法第9条第5項に基づき、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。

5 協議会の構成員は、前項のほか、協議会の構成員以外の者に対し、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができる。

6 協議会は、原則として公開で開催するものとする。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があるときは、会議を非公開とすることができる。協議会の公開の方法は、座長が協議会に諮って定める。

7 協議会中の取材については、協議会の運営に支障を来さない範囲において認める。

(議事要旨及び議事録)

第12条 協議会の議事については、議事要旨及び議事録を作成しなければならない。

2 議事要旨及び議事録は少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び開催場所

二 構成員の現在数及び協議会に出席した構成員の氏名

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

- 3 議事要旨及び議事録は、公開とする。ただし、協議会を非公開とした場合の議事要旨及び議事録の取り扱いについては、座長が協議会に諮って定める。
- 4 議事要旨及び議事録は、第 14 条に規定する事務局において作成する。

(協議結果の尊重義務)

第 13 条 協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に事務局を置く。

(書類の備え付け)

第 15 条 協議会は、前条の事務局に次の各号に掲げる書類を備え付けておかなければならない。

- 一 第 1 条に基づき協議会を組織したことを示す書面
- 二 協議会運営規程

第 6 章 雑則

(構成員の責務)

第 16 条 協議会の構成員は、「一般海域における占用公募制度の運用指針」（令和元年 6 月策定令和 7 年 1 月改訂）において、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者等への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性又は競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意し、公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めなければならない。

(細則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、第 14 条に規定する事務局が協議会に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 18 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 22 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 8 日より施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 19 日より施行する。

(別表)

経済産業大臣

国土交通大臣

北海道知事

農林水産大臣

北海道江差町長

北海道上ノ国町長

北海道せたな町長

北海道八雲町長

北海道漁業環境保全対策本部

ひやま漁業協同組合

オクシリア일랜드フェリー株式会社

東日本電信電話株式会社

足利大学 名誉教授 牛山 泉

東京大学 特任准教授 飯田 誠

東邦大学 准教授 竹内 彩乃

(別紙)

令和6年7月22日
令和7年3月19日改正

北海道檜山沖における関係町の協力等について

北海道檜山沖における協議会運営規程（以下「規程」という。）第17条に基づき、協議会の運営における関係町の協力等について、下記のとおり定める。

記

- 1 規程第11条第5項に基づき、協議会の構成員である北海道江差町長、北海道上ノ国町長、北海道せたな町長及び北海道八雲町長は、次に掲げる者に対し、協議会への参加を求める。
北海道厚沢部町長
北海道乙部町長
北海道奥尻町長
北海道今金町長
- 2 1に掲げる者は、都合により協議会を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 3 1に掲げる者は、地域振興に関して協議会に参加し、座長その他の構成員から発言を求められた場合、発言することができる。
- 4 北海道江差町長、北海道上ノ国町長、北海道せたな町長及び北海道八雲町長は、1に掲げる者の意見を考慮する。
- 5 1に掲げる者は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならない。

以上